町田市政を考える会・草の根ニュース No.71 発行 2024 年9月19日 連絡先(小林)042-797-3604

かったことにならなりから

政務活動費 違法支出

なかったことにはなりません!!

連日報道されている自由民主党総裁選挙!

政治とお金を巡る問題が大きなテーマとなっています。

国民は、派閥からお金が流れたとか、派閥にお金を返したとかを

問題にしているわけではありません。いわゆる裏金が

「何に使われたのか」が最大の関心事です。

この度の裁判も、町田市議会の政務活動費が

「実際、何に使われたのか」が、争点となりました。 政務活動費の原資は100パーセント市民の税金です。

そのお金が、実際何に使われたのか、

国会議員と同様に、説明する責任があるのです。

国会議員よりも金額が少ないからと言って、

説明責任を逃れることはありません。

つまり、9年前、町田市監査委員が指摘したことも、

今回の裁判所の判決も、全く同じで、

「市民への説明責任を果たしていない」ということでした。

では、その根本解決の道はあるのでしょうか?! 解決の道はあります。 町田市議会会派の会計帳簿を、事業者が税務署に提出している税務申告に 耐えうるような会計帳簿に生まれ変わらせることです。 「新たな会計帳簿」の記述は、4月1日から翌年の3月31日の順に記載されており、

「新たな会計帳簿」の記述は、4月1日から翌年の3月31日の順に記載されており 月締めの処理がきちんとされています。

支出した議員名、日時、支出の目的があり、相手方があり、

納品書、請求書、領収書が紐づいている「会計帳簿」に生まれ変わらせることです。

どんな市民が質問しようとも、議会が公正な支出であると堂々と立証できる会計帳簿です。

「1007万円の違法支出があった」いう判決が出てから、7カ月が過ぎました。 過ちを認め、勇気をもって、正々堂々と、議論をすることを望みます!





▶ 驚いた!秘密裡に議題が決まっていた!議会改革調査特別委員会

第17期町田市議会改革調査特別委員会の第 2 回委員会(8月20日)が、開催されました。第1 回委員会(6月25日)では、総務部法制課課長による裁判の判決内容についての説明の後、議論は なく、会派に持ち帰るとの結論で、次回委員会の開催の確認もないまま、わずか12分15秒で終 了したことは、「草の根ニュースNo.70町田市議会には秘密会があるの!?」で報告したとおりです。 8月に入り、議会HP上で、8月20日の開催が公表され、当日、傍聴をし、本当に驚きました。当 然ですが、第2回委員会は、前回の議事録でもわかるように、「それぞれ会派が持ち帰り議論した結 果を出し合い議題を検討する」ことからはじまると考えていましたが、すでに2つの議題(①所属 政党発行の機関紙の購読について②事務費の按分について)が決まっており、たたき台として3つ の案が出されていました。そして、この3つの案について、すでに会派に持ち帰った議論の結果を 出し合うことから始まったのです。

後日、「いつ、具体的な議題が決まったのか」、議会事務局に問い合わせをしたところ、第1回の委員 会冒頭に、「正副議長からの申し出がありましたので、まず政務活動費について協議したいと思いま す。」との委員長の発言があり、それに基づいているとの説明でした。「それでは、正副議長からの申 し入れの文書を出してほしい。」と言ったところ、「文書はなく、口頭だった。」とのこと。「申し入れ の内容を委員会でなぜ報告しないのか、委員会録画中継の記録にもないではないか?」と聞くと「第 1回委員会が始まる前に、委員長が確か発言した」とのこと。これでは、市民への情報公開とは名ば かりの、委員会運営ではないのか、なぜわざわざ疑念を持たれるような運営をするのか、本当に驚 きます。



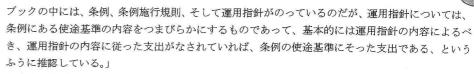
※以下、今回掲載の議員の発言は、紙面の都合上、省略、抜粋しています。完全版をお読みになりたい方は、 聞き取れる範囲ではありますが議事録全文をHP に掲載しています。

◆ 総務課 法制担当課長の説明について

第1回委員会(6月25日)

(共産党)「今、説明の中で使途基準というお話がありました。市議会の政務活動費の使い方につい ては、条例でしたりハンドブック(※ハンドブック=条例、同施行規則、運用指針の3つを合わせて印刷したもの)な りあったもとで、されているわけですけれども、判決の中で、そうした市議会として作っている条 例とかハンドブックに対して、何か言及したところがあったのか。使途基準(※町田市議会政務活動費の 交付に関する条例第5条関係の別表のことで、基準というより単なる例示!)というお話あったんですけれども、先 ほど社会通念に照らして判断するというお話もありました。基準となっているものについて、もう 少し教えてください。」

総務課法制担当課長 「政務活動費につきましては地方自治法100条の14項というところで条 例の定めるところにより、調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部としてその議会に おける会派または議員に対し政務活動費を交付することが出来るというふうに定められている。こ の場合において、当該政務活動費の交付の対象、額、及び交付の方法、ならびに当該政務活動費を充 てることが出来る経費の範囲は条例で定めなければならないとされており、裁判では、まずこの部 分を引用したうえで、今回は町田市の政務活動費条例の中で使途基準が定められていることをもっ て、ここに記載されているとおりに使用されるべきだ、というふうに裁判所は判断。」「また、ハンド



総務課法制担当課長 「・・裁判所は個別の支出について条例の使途基準に適合しているか否かを 詳細に検討しました。使途基準に適合していると判断された項目も多いのですが、本日の主旨に鑑 み、使途基準に適合してしていないとされた主な項目について説明いたします。前提として、政務 活動費は、政務活動に要した経費に限って充てることが認められている経費ですので、政務活動に 要したか否か、が、レシートなどからただちにわからない、証明できないものにつきましては、社会 通念に基づいて政務活動に要したか否かを判断していくというのが基本的な考えとなっています。」 と、深夜や早朝のタクシー代、駐車場代の一部、政党機関紙の購読の部数、政党活動や選挙活動にた いして政務活動費を充てることはできない。また、選挙にむけての得票活動に関する記載があるチ ラシの印刷代につきましては、その内容において一部または全てを政務活動から支出することは適 切ではない、という判断がされた。」

「一方、調査活動費のガソリン代、通信運搬費の主に携帯電話代、事務費のパソコンの購入代など については、裁判では車や携帯電話などは政務活動だけではなく私的にも用いるものであるという 点を考慮して、ガソリン代や携帯電話の通信費はもっぱら政務活動のために用いたというような主 張立証がなされない限り、政務活動のために用いたのは全体の2分の1と推認するべきだ、したが って、これらの費用のうち、政務活動費から支出できるのは全体の2分の1のみと考えるべきだ、 という判断が、なされました。」

第2回委員会(8月20日)

(共産党)「政務活動と区分できない場合は、というふうになっているなかで、もっぱら政務活動に 使っているということがあるものについては、その按分の考え方でないっていう、そういう前提で 良いのか、というところ、一つ確認をさせて頂きたいなと思うんですが。」

法制担当課長「裁判では、おっしゃる通りで、政務活動と私的活動と区分できないものについての み2分の1などの対象にしましょう、ということになりましたので、そこの区分ができるというこ とであれば、全額を政務活動費から出すということで全く問題ないと思います。今回の裁判でも、 例えば会派室で用いられているトナーカートリッジとかコピー用紙、また封筒なども全て政務活動 に使いましたというような立証がされたものについては、全額政務活動費から出す、ということで 認められております。」



《草の根コメント》

政務活動に使ったか否か区別できないものに関しては、按分とする考え方は、事務費だけでなく、政務活動費の 支出の全体にかかわるところです。今回の裁判では、2分の1の按分を適用せず、明らかな同時使用などの二重取 り(詐取)などを違法としたが、条例第5条別表の使途基準のうち、タクシー代や駐車場代、トナーカートリッジ代や コピー用紙代は、違法であるとの判断を保留にしています。また、封筒については、特に立証されてはおりません。 なお、「封筒」は使途基準にも、運用指針にも例示が見当たりません。





◆ 8月20日の議会改革調査特別委員会の議事録より

議題① 「所属政党発行の機関紙(機関誌又は冊子を含む。)の購読については、

議員一人当たり各1部とする。」 以下、主な発言。

(公明党)「同一機関誌をお一人が複数部を請求するということは常識的に考えてないのかな、と言うところで、これ常識的な部分ではあると思うんです。」、(無所属)「所属している政党がないので (笑い声) みなさんにお任せします。」、(自民党)「新聞、雑誌とか、その他の書籍も含めて一人が 2 部必要とするというのは基本的にはないと思う・・・。」、(共産党)「複数、購入しないという、公明 党会派さんもおっしゃったように当然のこと。」

《草の根コメント》

まちだ市民クラブの谷沢和夫議員が4年間、自身の所属する機関紙(機関誌又は冊子)を2部購入していた。裁判所は、1部は認めるが2部目の購入は違法と判断。この件については、今まで谷沢議員以外はこのような支出はない。レアな事件に、長々と議論する意味はあるのか。委員の発言が、いみじくも物語っている。そのことよりも、今回違法支出とは判断されなかったが、自宅での、複数の一般紙の購入については、他の市区の議会では1紙目を除いた購読料に充当することを認めている。」

- ◆江東区議会:「自宅での新聞購読は2紙目のみ会派の判断認めることが出来る。その際2紙目である事が確認できる他の購読紙の領収書等証拠書類も貼付する必要があるが、それ以上は認めない」(政務活動の手引きより)
- ◆相模原市議会:「自宅配達の新聞の場合は、日刊紙の1紙目を除いた購読料。購読紙数の上限は無し、ただし、各紙1部に限る。注充当可能な新聞購読料を明確にするために支出所書の適要欄に1紙目の新聞名を記載し、領収書を添付すること。(H22.1.29 経理責任者会議)」(政務活動費マニュアルより)
- ◆立川市議会「自宅購読分も政務活動費を充当することはできますが、1紙は 私費的経費と考え、2紙目からを充当することができます(2紙 購読の場合は1紙分を充当することができます)。また、会派室購分と同じ新聞については充当することができません。」

議題②「事務費は政務活動以外の活動と区分できない場合は

2分の1を上限として充当できるものとする 」 以下、主な発言。

(自民党)「例えば、これを事務費で買いましたって(ボールペンを掲げる)細かい話になるが、私用でも使ってますと言ったら半分という解釈。値段が高いからノートパソコンというのが出てきてるが、事務費全部に対して言えることかと思う。」

法制担当課長「今回の裁判で問題になったのは、あくまで政務活動に使ったか否かと言うこと。どの程度、政務活動に使ったのか、区別できないものに関しては、一般的に私的活動に半分ぐらい、政務活動に半分ぐらいというふうに推認し、2分の1を政務活動に入れましょう、と言うのが今の裁判例の主流の考え方であり、その意味では、ノートパソコンというのは、一つの例ではあるが、必ずしもノートパソコンに限られるものではない。」



草の根 議題提案。・・・5月の議員アンケートの回答をもとに提案します!!

第17期議会改革調査特別委員会を傍聴した結果、去る5月に草の根が行いました『町田市議会6会派と、諸派への、再公開質問状』の、回答結果をもとに、 ぎまま ままり 第17期議会改革調査特別委員会の議題について、緊急に提案をいたします。

はじめに

第17期議会改革調査特別委員会は、今回の裁判を受けて、討論すべきことが示されていないまま、始まっております。普通であるならば、違法な支出をした会派、議員からの反省から始まるというのが、社会通念に基づいてすべきことです。何を反省しているのか、違法支出の動機は何で、どういうやり方で違法支出をしたのか、こんな当たり前のことが、誰からも表明されないで、始まりました。

社会通念上どのような組織でもありえないことが、起っています。テレビでは、不祥事があれば組織のトップが何秒間も頭を下げている。3月議会、6月議会、9月議会でも、この間発行された『議会だより』でも、この違法支出判決を受けての、反省の弁はありません。

裁判所が違法と判断したことは勿論のこと、政務活動費について本来的に変えなければいけないことを、議題とすべきです。

説明責任を果たすためには、支出内容を説明する会計帳簿を備えること。仕訳帳や総勘定元帳(元帳)などに含まれる要素、すなわち議員名、日時、支出内容、支出の目的、相手方があり、領収書、納品書、請求書が紐づいているものが、公正な支出を証する最低限の記載項目です。現在統一した様式であるという会計帳簿には、日付と、支出内容(〇〇代)以外は一切表記がない代物で、会計帳簿とはかけ離れています。

具体的提案

- ① 町田市議会政務活動費の交付に関する施行規則第10条の改正し、会計帳簿に記載すべきと要求される項目などを明記すること。
- ② 外部の専門家による会計帳簿チェックなど、政務活動費あり方を審議する機関を設置する。
- ③ 町田市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び使途基準の運用指針の改正案の広報及びパブリックコメントをすること。

こうしたことが、現時点で議題となっていないのは、今回の『議会改革調査特別委員会』もまた、 反省から始まっていないからだと考えます。

2024年9月 酷暑の中 町田市政を考える会・草の根

◇ 町田市政を考える会・草の根のホームページをご覧下さい! http://www.machida-kusanone.com